

(3) 記入例

所得に応じた退職年金の支給停止(6頁参照)に係る所得調査のために、共済会が市区町村から所得情報を取得することについて、許諾していただける方は提出してください。

第23号様式

地方議会議員共済会による 所得情報取得についての許諾書

私は、以下に定める使用条件のとおり、市議会議員共済会が、私の住民登録を行っている市区町村から、私の所得情報を下記の使用目的のために取得することについて、許諾します。

1 使用条件

取得する所得情報は、(1)年金収入額、(2)給与収入額、(3)課税総所得金額の3情報のみとし、使用目的に掲げる用途以外に使用しないこと。

また、取得した情報は適切かつ安全に管理し、適正な保護策を講じた上で保管すること。

2 使用目的

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成23年法律第56号)附則第4条に規定する地方議会議員であった者に支給する退職年金の支給停止額を算定するため。

届出日を記入してください。

平成 27 年 1 月 24 日

市議会議員共済会会長 殿

●年金証書番号
旧会員番号を記入してください。

年金証書番号	4	7	5	5	5	5	5
氏名	麴町 一郎						
住所	〒102-0093 東京都共済市平河町2-4-2						

●押印
許諾者の印を押してください。

【地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成23年法律第56号)附則第4条第2項】
平成23年9月分以後の月分の旧退職年金については、これを受ける者の旧退職年金の年額と前年における所得金額(旧退職年金並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条に規定する議員報酬、費用弁償及び期末手当並びに同法第203条の2に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該旧退職年金の基礎となった在職期間に係るものの金額を除く。)との合計額が700万円を超える場合は、当該合計額から700万円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該旧退職年金の年額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該旧退職年金の年額に相当する金額を限度とする。